

足利市最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手続きについて定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、次の各号に掲げるもののうち「足利市低入札価格調査制度実施要綱」の適用を受けるものを除いたものとする。

- (1) 競争入札に付する全ての建設工事（以下「適用工事」という。）
- (2) 競争入札に付する建設工事関連業務委託のうち、以下のアからカに掲げる業種区分で、かつ、第3条第2項のそれぞれの業種区分に掲げる費目により積算したもの（以下「適用業務委託」という。）

- ア 測量業務
- イ 建築関係建設コンサルタント業務
- ウ 土木関係建設コンサルタント業務
- エ 地質調査業務
- オ 補償関係コンサルタント業務
- カ その他業務

(最低制限価格の設定)

第3条 適用工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 適用業務委託の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他業務（積算体系が測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額、地質調査業務及びその他業務（積算体系が地質調査業務と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の8.5を乗

じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額及びその他業務（積算体系が建設工事と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額
- エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費（積上計上）の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費（積上計上）の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(6) その他業務（積算体系が建設工事と同じもの）

- ア 直接工事費の額
- イ 共通仮設費の額
- ウ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(7) その他業務（積算体系が第1号から第5号の建設工事関連業務委託と同じもの）

該当する積算体系により、第1号から第5号のいずれかの規定によるものとする。

3 前2項の最低制限価格は、予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札公告又は指名通知書に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第5条 市長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨告げるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 市長は、第5条の決定を行った場合、入札結果に当該入札を「失格」と決定した旨記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。
- 2 当分の間、第3条第1項の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

適用工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.9を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.9を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

 - (1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）
 - (2) 共通仮設費の額
 - (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の3.5を乗じて得た額

附 則

- 1 この要領は平成27年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。
- 2 当分の間、第3条第1項の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

適用工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

 - (1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）
 - (2) 共通仮設費の額
 - (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額